

入院中の食事について

○当院は「入院時食事療養費（Ⅰ）」の届け出を行っています。

- ・ 管理栄養士によって管理された食事を、朝食は午前 8 時、昼食は 12 時、夕食は午後 6 時に、適温で提供しています。
- ・ ご負担いただく金額は次のとおりです。

(1) 保険適用の場合 1 食につき 460 円

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

- ① 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等および精神病床に 1 年超入院する場合 1 食につき 260 円
- ② 世帯全員が住民税非課税で、過去 1 年間の入院期間が 90 日以内の場合 1 食につき 210 円
- ③ 世帯全員が住民税非課税で、過去 1 年間の入院期間が 90 日を超える場合 1 食につき 160 円
- ④ 世帯全員が住民税非課税で世帯の各所得がない、老齢福祉年金受給者の場合 1 食につき 100 円

※「限度額適用認定証」、「入院時食事標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、ご提示ください。

(2) 自費の場合 1 食につき 640 円

○特別メニュー差額料金 1 食につき 250 円
(ただし、助産の場合には 231 円)